

SGEC 規準文書 5-4

理事会 2021

2021.3.30

SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

標記について SGEC 及び PEFC のそれぞれについて下記に定める。

- SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について
- PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

SGEC 認証機関の公示については、SGEC 規準文 1「SGEC 認証制度の管理運営規則」(以下「SGEC 規準文書 1 管理運営規則」という。)並びに SGEC 規準文書 5-1: 2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、SGEC 規準文書 5-2: 2021「SGEC/PEFC-COC 規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及び SGEC 規準文書 5-3「SGEC/PEFC 認証・認定の手順」に基づき行う。

また、日本国内における PEFC の COC 認証を行なう認証機関に対する PEFC 公示については、SGEC/PEFC ジャパンは、日本の PEFC 認証管理団体 (NGB) として PEFC GD 1004: 2009 「PEFC 認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間で PEFC 認証制度の管理に関する契約を締結しており、前掲の規格に基づき PEFC 認証業務を行う認証機関の公示を PEFC 評議会の代行機関として行うことができる。

SGEC/PEFC の認証機関の公示を希望する場合は、SGEC 規準文 1「SGEC 認証制度の管理運営規則の 5.1」に規定する「認証機関公示の要件」若しくは PEFC 評議会が定める規格を満たす旨を確認することが出来る文書、並びに同文書「5.2」で規定する「公示の申請」若しくは PEFC 評議会が定める規格で定める事項を記載した申請書、及び本文書で規定する「付属書 SGEC 公示契約書」若しくは同付属書 2「PEFC 公示契約書」に署名の上、2 部 SGEC/PEFC ジャパンに提出すること。

附則

施行日は、2021年6月1日とする。

移行期限は、2022 年8月14日とする。

(編集注: 上記の「○SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について」、及び、「○PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」に規準 5-4-1○、規準 5-4-2○の文書番号(見出し用)を付す)